

職業能力開発促進法施行条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第89号

職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練)

第2条 法第15条の6第1項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、主として知識を習得するために行われる短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であって、教科の全ての科目について簡易な設備の使用により行うことができるものとする。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第3条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第4条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）であること。
- (2) 教科 将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削及び面接による指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (7) 訓練生の数 訓練を行う1単位（法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設に設置する一の訓練科をいう。以下同じ。）につき50人以下で

あること。

- (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項に規定する技能照査をもって代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る普通課程の普通職業訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定める基準を標準として行うものとする。

(短期課程の訓練基準)

第5条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 規則で定める訓練科に係る短期課程の普通職業訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定める基準を標準として行うものとする。

(専門課程の訓練基準)

第6条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
- (2) 教科 将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。次条において同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 2年であること。
- (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。

(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とし、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ 学校教育法に規定する大学（以下「大学」という。）又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発総合大学校等」という。）において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

ウ 大学又は職業能力開発総合大学校等において准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

エ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

オ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であって、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

(8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る専門課程の高度職業訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定める基準を標準として行うものとする。

（専門短期課程の訓練基準）

第7条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（応用短期課程の訓練基準）

第8条 応用短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

- (2) 教科 職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 1年以下の適切な期間であること。
- (4) 訓練時間 総訓練時間が60時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(無料とする職業訓練)

第9条 法第23条第1項第3号に規定する条例で定める職業訓練は、県が設置する法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期間の訓練課程の職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）とする。

(職業訓練指導員の基準)

第10条 法第28条第1項に規定する条例で定める普通課程及び短期課程の普通職業訓練の職業訓練指導員は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に規定する基準に該当する者でなければならない。

第11条 法第30条の2第1項に規定する条例で定める専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第6条第7号ア又はイのいずれかに該当する者
- (2) 大学又は職業能力開発総合大学校等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (3) 大学又は職業能力開発総合大学校等において助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (4) 大学又は職業能力開発総合大学校等において3年以上助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (5) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (6) 3年以上教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (7) 10年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者）であって、5年以上の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。